

(写)

7 三総政第 610 号

令和 7 年12月19日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 7 年第 4 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 74 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

てら もと なお こ
寺 本 修 子

令和 7 年12月19日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	寺 本 修 子
現 住 所	東京都三鷹市

職 歴 等

昭和59年4月から	三鷹市立大沢台小学校PTA会長
昭和61年3月まで	
平成2年4月から	三鷹市青少年対策大沢台地区委員会副会長
平成4年3月まで	
平成14年4月	人権擁護委員、現在に至る。
平成20年6月から	東京都人権擁護委員連合会外国人問題研究委員会委員長
平成25年5月まで	
平成20年6月	多摩東人権擁護委員協議会常務委員、現在に至る。
平成22年6月	東京都人権擁護委員連合会理事、現在に至る。
平成22年7月から	全国人権擁護委員連合会企画委員
平成24年7月まで	
平成24年4月から	東京都人権擁護委員連合会企画委員会副委員長
平成25年5月まで	
平成24年6月から	多摩東人権擁護委員協議会副会長
平成25年5月まで	
平成26年6月から	多摩東人権擁護委員協議会会長
令和5年5月まで	
平成26年6月から	東京都人権擁護委員連合会副会長
令和5年5月まで	
令和元年3月	東京都人権擁護委員連合会人権教室推進委員会委員長、現在に至る。
令和元年6月	関東人権擁護委員連合会監事、現在に至る。

2 任 期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 75 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

たけ	もと	あ	す	か
武	本	明	日	香

令和 7 年12月19日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	たけもと あすか 武 本 明 香
現 住 所	東京都三鷹市

職 歴 等

平成23年 5 月	行政書士登録
平成23年 5 月	武本行政書士事務所開設、現在に至る。
令和 2 年 4 月	人権擁護委員、現在に至る。
令和 6 年11月	(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会委員、現在に至る。

2 任 期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 76 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

た はら ゆう た
田 原 遊 太

令和 7 年12月19日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	た はら ゆう た 田 原 遊 太
現 住 所	東京都三鷹市

職 歴 等

平成23年12月	弁護士登録
平成24年4月から 令和6年3月まで	東京弁護士会多摩支部子どもの権利に関する委員会委員
平成29年10月	中村法律事務所勤務、現在に至る。
令和2年4月	人権擁護委員、現在に至る。
令和6年11月	人権を尊重するまち三鷹審議会副会長、現在に至る。

2 任 期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで